

秋田市告示第26号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定に基づき、次のとおり指定納付受託者を指定したので、同条第2項の規定により告示する。

令和8年2月3日

秋田市長 沼谷 純

- 1 指定納付受託者の名称および所在地  
S B ペイメントサービス株式会社  
東京都港区海岸一丁目7番1号
- 2 指定納付受託者に納付させる歳入  
秋操近隣公園テニスコート使用料
- 3 指定納付受託者を指定した年月日  
令和8年2月3日
- 4 指定納付受託者を指定する期間  
令和8年3月8日から令和11年3月31日まで